

第一条 《名称》

本団は、正式名称として『Kawasaki Music Community BrassBand』と称する。
また、略称として「KMC」とする。□

第二条 《目的》

本団は、吹奏楽の演奏を通じて音の楽しさを広め、地域社会に貢献することを目的とする。

第三条 《総会》

本団は、毎年1月に団の方針・役員・スケジュール等を議論・決定する総会を開催し、団員は総会への参加を必須とする。
総会は議決権を持ち、全団員の3分の2以上の出席又は委任によって成立するものとする。
やむを得ず欠席する団員は、委任状を団長もしくは副団長へ提出することで議決内容を委任し同意したものとする。

第四条 《役員・係》

本団は、団長・副団長・その他の係を設け、これらを運営委員会とし、必要に応じて適宜会議を開く。
役員、各係の任期は1年とする。
また、KMCを運営するにあたり必要な事項について、団長・副団長は決定権を有する。

第五条 《団員》**1項 : 入団資格**

- (1) 楽器経験者であり、基本的な指導が必要のないこと。
- (2) 打楽器以外は基本的に楽器を所持していること。
- (3) 18歳以上の学生もしくは、社会人であること。(高校生不可)
- (4) 団が指定する練習日に参加できること。
- (5) 練習・ミーティングの出欠をサークルスクエア(インターネット上のKMC専用連絡場所)に登録できること
または、団員と確実に連絡を取れる手段を持っていること。
- (6) 演奏会費及び参加費を滞りなく納入できること。
- (7) KMCの運営にあたり、年間を通して積極的に参加できること。

※上記(4)～(7)について満たせない場合、準団員として登録することができる。

満たせない部分や内容については団長、副団長へ要相談とする。

2項 : 入団

入団届に必要な事項を記入し副団長へ提出、届け出の確認後入団登録とする。
入団の際に、定期演奏会のメンバー紹介で使用する写真(絵・動物等でも可)を提出すること。

3項 : 休団

個人の理由で、活動に参加できなくなった場合は、休団することができる。
休団届に必要な事項を記入し、副団長へ提出する。

4項 : 退団

退団届に必要な事項を記入し、副団長へ提出する。

※入団届・退団届は5年間保管する。

第六条 《準団員》

規約 第五条 1項《入団資格》を満たせないが、KMCで活動したい者のこと。
満たせない部分や内容については団長、副団長へ要相談とする。

第七条 《会計》

本団の運営費として、下記の通り費用を納入すること。

内容	詳細	金額	期間	支払方法
練習参加費	1回の練習につき	500円	当日	現金を回収用の封筒へ納入
演奏会費	1回の演奏会につき	指定した金額	1ヶ月前まで	現金又は振り込み

納入は表記の方法に従い、現金又は振り込みで行う。

集めた運営費は、団の活動費にのみ使用し、毎年の総会で報告を行う。

運営費については、毎年予算案を作成し、承認を得てから決定する。

決算、予算案の策定に際し会計監査を選任し相互に確認を行う。

第八条 《活動日》

基本活動日は、第二日曜日・第三土曜日・第四日曜日とする。

また、臨時で練習・ミーティング等を追加することがある。

練習場所は、金沢総合高等学校もしくは、川崎・横浜の施設を借用する。

時間は、13:00～17:00 を基準とし、演奏会前や施設の借用状況により変動する。

※上記の内容は、サークルスクエアにて確認できる。

練習・ミーティングの出欠・未定の入力を速やかに行うこと。

第九条 《定期演奏会》

KMCが主催して行う入場無料の演奏会。

年1回ホールを借用する。

団員は、定期演奏会の4ヶ月前までに参加の意思を決定すること。

第十条 《新入団員特約》

当団に初めて参加するものは、演奏会費の半額で定期演奏会に参加できる。

翌年1月から参加費を納入すること。

※規約の内容は、総会の議題により変更となる場合があります。予めご了承ください。

※変更の場合、団員・準団員には事前に知らせ、話し合いを行っていきます。

附則

係り名称と主な作業内容

- ・ 会計 : 参加費、演奏会費の徴収、管理など
- ・ 譜面 : 譜面の購入、管理、印刷など
- ・ 広報 : 外部との連絡、HP更新など
- ・ 合奏 : 各パートのとりまとめ、意見集約など
- ・ 選曲 : 演奏曲選定、選曲ミーティング開催など
- ・ 施設 : 練習会場、演奏会会場手配など
- ・ 庶務 : 備品管理、電報送信など

※ その他、演奏会など行事に関する係があります。